

飲食店等における

ワクチン・検査パッケージ制度の適用事業者登録を開始しました！

ワクチン・検査パッケージの概要

飲食店等の事業者が、入店者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかをを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和するものです。

行動制限の緩和の適用を受けようとする場合は、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨の登録申請を県に行う必要があります。

登録対象事業者と行動制限の緩和内容

【飲食店】

「あおもり飲食店感染防止対策認証制度」に基づく認証を受けた飲食店を営む事業者が対象です。

ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、**まん延防止等重点措置区域や緊急事態措置区域等になった場合においても、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行うことができます。**なお、当該5人以上の利用者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することが必要です。

【カラオケ店】

飲食を主として業としていない（食品衛生法の営業許可を受けていない）カラオケ店を営む事業者が対象です。

ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、**緊急事態措置区域になった場合においても、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供することができます。**なお、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することが必要です。

ワクチン接種歴と検査の確認内容・方法

【ワクチン接種歴】

事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。

その際、身分証明書等により本人確認を行います。

【検査結果】

検査結果については、PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）が推奨されていますが、事前にPCR検査等を受検することができない場合、抗原定性検査も利用することができます。

未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査は不要です。（6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性確認が必要。）

●PCR検査等の検査結果の確認

事業者は医療機関又は衛生検査所等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認します。その際、身分証明書等により本人確認を行ってください。

検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内となります。

●抗原定性検査の検査結果の確認

事業者は検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認します。その際、身分証明書等により本人確認を行ってください。

検査結果の有効期限は、検査日より1日以内となります。

登録から適用の流れ

申請

登録を希望する認証店、カラオケ店の事業者は、登録申請書を「あおり飲食店感染防止対策認証事務局」に提出します。

【飲食店】

あおり飲食店感染防止対策認証制度公式ホームページから登録申請書等ダウンロードし、記入のうえ、あおり飲食店感染防止対策認証事務局に送付ください。

なお、ダウンロードが困難な場合は下記コールセンターまでお問い合わせください。

【カラオケ店】

あおり飲食店感染防止対策認証制度公式ホームページから登録申請書をダウンロードし、記入のうえ、あおり飲食店感染防止対策認証事務局に送付ください。

なお、ダウンロードが困難な場合は下記コールセンターまでお問い合わせください。

- ▶ あおり飲食店感染防止対策認証制度公式ホームページ <https://aomori-ninsho.com>
 - ▶ 送付先：あおり飲食店感染防止対策認証事務局
- 住所 〒030-0801
青森市新町2-2-4 青森新町二丁目ビルディング9階
FAX 017-718-1978



登録

登録した認証店等にはステッカーを交付し、ホームページで公表します。
なお、ステッカーの送付は2月上旬を予定しています。

適用

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において行動制限が課される場合

お客様
来店



ワクチン接種歴
検査結果陰性確認



行動制限
緩和

- ・5人以上の会食
- ・カラオケ設備の提供

お問い合わせ先

あおり飲食店感染防止対策認証コールセンター

電話 050-5444-3599

受付時間 9:30~17:30

※ 土日・祝祭日・年末年始(12/28~1/3)を除く

E-mail info@aomori-ninsho.com